

# 赤い羽根募金助成要綱

## 1 助成目的

この事業は、宝達志水町共同募金委員会が、赤い羽根募金を財源とし、地域の課題解決にむけた活動に対して助成を行います。

## 2 助成対象事業

町内で活動するボランティアグループ・区長会・学校・特定非営利活動法人等が実施する、地域の課題に応える福祉サービスや活動を対象として助成します。但し、他の財源をもって実施することが適当と認められる事業は助成対象としません。

- (1) 高齢者を対象とする活動
- (2) 障害児・者を対象とする活動
- (3) 児童を対象とする活動
- (4) 小学校、中学校、高等学校、P T Aが取り組む福祉活動
- (5) 自然災害に関する活動
- (6) 先駆的、開発的、創造的な活動
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 3 助成金額

助成対象事業ごとの助成額は次のとおり

- (1) 助成金額 1団体1事業5万円以内  
※飲食代は1回の活動につき1人あたり300円を限度とします
- (2) 配分総額と応募数によって申請額どおりに助成できないことがあります。
- (3) 5年連続で助成を受けた団体は、応募多数の場合は助成対象外となる場合があります。

## 4 応募方法及び助成決定時期

- (1) 所定の配分金申請書に事業計画書、予算書を添付し、共同募金委員会へ提出してください。
- (2) 申請期間 毎年12月15日～2月末日
- (3) 審査委員会で申請内容について審査し決定します。  
審査結果については申請のあったグループ全てに通知します。

## 5 事業の実施及び決算報告

### (1) 事業の実施

事業の実施にあたっては、「共同募金配分金の助成を受けてこの事業を実施しています」と書類等に表記するなど、周知に努めてください。

### (2) 報告書

報告は所定の配分金実績報告書に事業報告書、決算書（領収書またはレシート（写）もあわせて提出）を添付し、報告を行ってください。  
決算書は当該配分金に関するものまたは活動全体に関するものとします。  
寄付者への理解を促進するために「ありがとうメッセージ」を提出してください。（活動写真貼付）社協だよりにて掲載します。ご了承ください。  
\* 証拠書類は大切に保管して下さい。（支出経費にかかる領収書等）

### (3) 報告日

事業終了後、速やかに報告してください。報告のない場合は次年度以降受付いたしません。

## 6 お問い合わせ先

宝達志水町共同募金委員会

〒929-1311

宝達志水町門前サ11番地（町民センターアステラス内）

TEL 28-5520

FAX 28-3112

### 附則

令和元年 8月13日改正（同日施行）

令和2年11月18日改正（同日施行）

令和7年12月 2日改正（同日施行）